

枚方市人事行政の運営等の状況の公表

令和5年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市ではこの間、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑制に取り組んできました。教育・子育て・福祉分野に係る施策の推進及び相談支援体制の充実や新たな行政需要への対応等により、令和6年4月1日時点の職員数(市立ひらかた病院の医療職除く、正職員、再任用職員、常時勤務する任期付職員の人数)は、「枚方市職員定数基本方針」における職員数見込みを上回る状況となりましたが、引き続き同方針に基づいた定数管理に努めます。

各機関における取り組み

教育委員会では、子どもの育ちへの支援と小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境を整備するため、「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する「総合型放課後事業」を令和5年4月から市立小学校44校(直営22校、委託22校)で実施し、平日、土曜日、三季休業期を通じて「放課後の安全な居場所づくり」に取り組みました。障害のある子どもたちの状況に応じた支援教育の充実を図るため、小学校20校、中学校全校に自校式通級指導教室を設置するとともに、同教室で自立活動を学ぶ児童・生徒のために特別支援教育支援員を配置しました。

また、都市整備部と連携し、医療的ケアが必要で車いす等を使用する児童・生徒が在籍する学校のエレベーター設置工事を1件着手し、そのほか、児童・生徒の熱中症対策及び避難場所の環境改善として、中学校10校の体育館に空調を整備しました。

今後も、学校運営に係る業務改善等、引き続き、より効率的・効果的な人員配置の検討を進めていきます。

水道事業では、安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するため、枚方市水道施設整備基本計画に基づく中宮浄水場更新事業として、民間活力を活用したDBO方式を採用し、工事を進めており、令和5年度は場内の雨水貯留槽及び排水池の築造工事に着手しました。引き続き、各施設の整備に着手し、令和9年度からの本格稼働を目指します。

下水道事業では、近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、取り組んでいた雨水貯留施設等の整備が完了しました。引き続き、浸水頻度の高い地域の浸水軽減に向けた設計業務に取り組めます。

今後も、効率的・効果的な上下水道の運営に努めるとともに、適正な職員配置及び次世代を担う職員へ技術の継承を図る人材育成に取り組んでいきます。

病院事業では、令和5年度は、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の5類感染症に引き下げられ、行政の関与や公的支援が段階的に縮小されるなど、対応の見直しや廃止が行われました。そのような状況下においても、当院は第二種感染症指定医療機関として、地域の感染症医療を担うべく、引き続き新型コロナウイルス感染症患者への対応にあたるなど、今後も、これまでの対応経験を活かし、新興感染症の感染拡大時にも迅速かつ適切に対応できる備えに努めます。

また、8月には、4年度から準備を進めてきた、重篤な急性機能不全の患者に24時間体制で対応・治療を施すことができる、「高度治療室(HCU)」の本格運用を開始し、さらに、1月には、糖尿病・内分泌内科を中心に、各職種間や各診療科間の連携による総合的な糖尿病チーム医療を提供する「糖尿病センター」を新たに開設するなど、専門的な医療の充実を図ることで、より質の高い医療を提供できる環境・体制の整備に取り組めました。患者の救命のみならず、QOL(生活の質)の維持・向上に取り組むことで、引き続き、地域への更なる貢献を目指しています。

今後も引き続き、新たな行政需要等を踏まえながら、簡素で効率的な行政運営のあり方について検討・検証を積み重ね、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織の整備に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式を基本として公表しています。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

(単位:人)

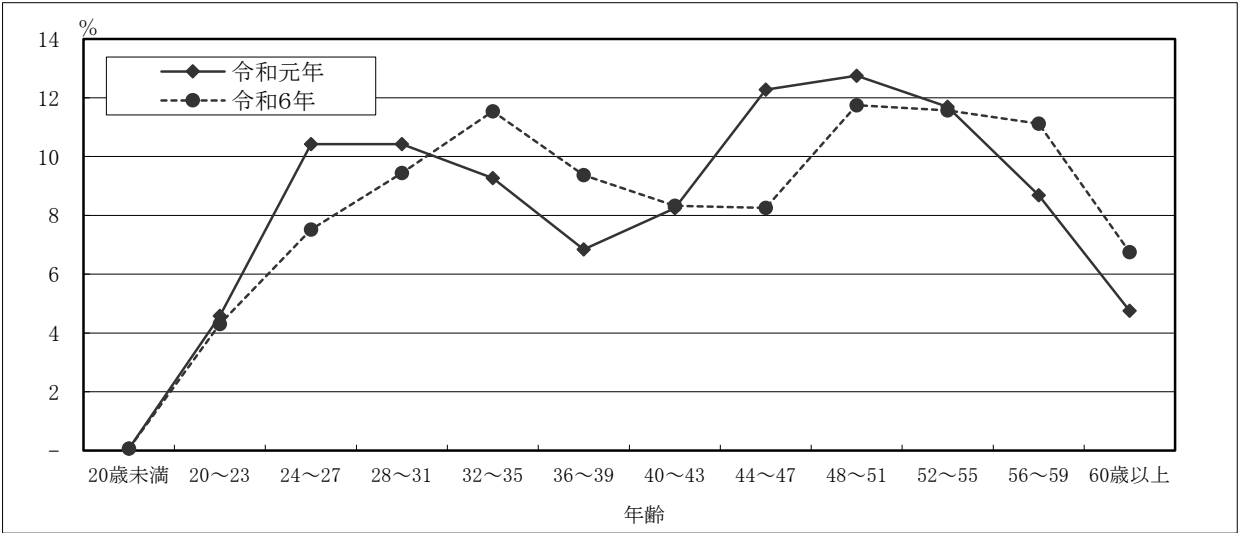
区 分 部 門			職 員 数		対前年	令和5～6年の主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	19	19	0	-
		総務・企画	342 (8)	347 (8)	5	市駅前行政サービス再編に伴う戸籍等窓口の体制充実等(増)
		税務	92 (3)	86	△ 6	税務業務の体制見直し(減)
		民生	607 (47)	599 (47)	△ 8	保育所(1園)の民間移譲による体制見直し(減)
		衛生	356 (13)	347 (6)	△ 9	ごみ収集業務の体制見直し(減)
		労働	4	5	1	労働一般業務の体制充実(増)
		農林水産	12	12	0	-
		商工	9	10	1	商工一般業務の体制充実(増)
		土木	277	278 (2)	1	土木一般業務の体制充実(増)
		計	1718 (71)	1703 (63)	△ 15	<参考>人口1万人当たり職員数 43.2人 (中核市62市の人口1万人当たり平均職員数 47.3人(※令和5年度実績))
	教育部門	360 (52)	359 (49)	△ 1	小学校の体制見直し(減)	
	小計	2078 (123)	2062 (112)	△ 16	<参考>人口1万人当たり職員数 52.3人 (中核市62市の人口1万人当たり平均職員数 56.1人(※令和5年度実績))	
公営企業等会計部門	病院	530 (4)	529 (3)	△ 1	病院業務の体制見直し(減)	
	水道	99 (2)	100	1	水道業務の体制充実(増)	
	下水道	103 (1)	98 (1)	△ 5	下水道事業の体制見直し(減)	
	その他	68	71	3	国保・介護保険事業の体制充実(増)	
	小計	800 (7)	798 (4)	△ 2		
定員管理調査合計			2878 (130)	2860 (116)	△ 18	<参考>人口1万人当たり職員数 72.5人
[]内は 条例定数の合計			[3,129]	[3,129]	—	

[注1] 定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。

[注2] ()内は定員管理調査の対象外職員(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員(フルタイム))の数で外数。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは令和元年と令和6年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	
令和元年	2	134	305	305	271	200	
令和6年	2	123	215	270	330	268	
区 分	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
令和元年	241	359	373	342	254	139	2,925
令和6年	238	236	336	331	318	193	2,860

〔注〕 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政部門	1,781	1,765	1,794	1,740	1,718	1,703	△ 78	-4.4%
教育部門	402	417	365	359	360	359	△ 43	-10.7%
普通会計 計	2,183	2,182	2,159	2,099	2,078	2,062	△ 121	-5.5%
公営企業等会計 計	742	767	768	780	800	798	56	7.5%
総 合 計	2,925	2,949	2,927	2,879	2,878	2,860	△ 65	-2.2%

〔注〕 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

職種名		人 数	うち女性数
事務職員	事務員	924	383
	福祉主事	68	34
	児童指導員	1	1
	図書館司書	15	7
	体育指導員	-	-
	保育士	202	196
	心理相談員	-	-
	家庭児童相談員	1	1
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	19	18
	医療ソーシャルワーカー	3	1
小計		1,234	642
技術職員	土木技術者	205	9
	建築技術者	69	18
	機械技術者	30	1
	化学技術者	31	7
	電気技術者	27	-
	設備技術者	-	-
	運転手	8	-
	運転手兼作業員	11	-
	作業員	147	1
	調理員	64	40
	用務員	5	3
	校務員	18	10

(単位:人)

職種名		人 数	うち女性数
技術職員	水道現業員	16	-
	行政的放射線技師	2	-
	行政的保健師	84	81
	行政的看護師	20	20
	行政的獣医師	6	4
	行政的薬剤師	16	9
	行政的作業療法士	5	1
	行政的歯科衛生士	2	2
	行政的理学療法士	3	1
	行政的言語聴覚士	2	2
	助産師	10	10
	看護師	298	283
	准看護師	1	1
	放射線技師	18	7
	検査技師	18	9
	薬剤師	22	14
	管理栄養士	22	20
	その他医療技術者	23	9
	小計		1,183
その他	医師	63	16
	歯科医師	1	-
	教諭	21	21
	指導主事	45	12
小計		130	49
合計		2,547	1,253

[注] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。

※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

補職名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数	人 数	うち女性数
理 事 級	1	-	1	-	1	1
部 長 級	19	3	19	3	18	2
参 事 級	2	-	1	-	2	-
次 長 級	36	11	39	12	39	11
室 長 級	6	1	7	1	-	-
副 参 事 級	1	-	-	-	9	3
課 長 級	119	21	119	25	112	24
主 幹 級	4	2	4	2	6	2
課長代理級	248	70	248	79	238	75
副 主 幹	10	1	9	1	10	2
係 長 級	493	191	469	180	494	184
主 任	908	511	938	537	950	542
一般職員	550	360	532	351	538	358
そ の 他	133	46	129	47	130	49
計	2,530	1,217	2,515	1,238	2,547	1,253

[注1] 各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

[注2] 「係長級」には監督・主任(主査級)・主査・業務主査を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。

[注3] 「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・令和5年度)

次表は、令和5年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:件)

機関名	採用	異動	休職	復職	退職	育休
市長部局	52	384	22	10	38	140
市立ひらかた病院	46	48	5	7	49	39
上下水道局	4	44	3	2	4	8
市議会事務局	1	6	－	－	－	1
教育委員会	17	56	3	3	9	8
監査委員事務局	－	2	－	－	－	1
選挙管理委員会事務	－	－	－	－	－	1
農業委員会事務局	－	2	－	－	－	－
計	120	542	33	22	100	198

[注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。

[注2] 退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。

[注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(令和5年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものと定められています。令和5年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

職 種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	821	731	49
保育士	29	26	2
技術職 (土木・建築・機械・化学技術者)	57	51	16
幼稚園教諭	31	29	3
行政的保健師	51	49	9
臨床心理士	14	14	2
管理栄養士	30	26	1
行政的獣医師 行政的薬剤師	13	12	1
調理員	20	17	3
看護師	57	53	39
薬剤師	8	7	2
視能訓練士	5	5	1
臨床工学技士	1	1	1
放射線技師	20	13	1
医療ソーシャルワーカー	3	3	1
事務員(地域連携枠)	3	3	1
計	1,163	1,040	132

[注1] 各任命権者分を含みます。

[注2] 事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。

[注3] 技術職は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

II 職員の人事評価の状況

評価の状況(総合評価制度(能力評価と実績評価))

総合評価制度は、人材育成基本方針の理念を具現化することを目的に、職員のあるべき姿に近づくための職員の行動指針を実行していくため、職員一人ひとりの人材育成のツールとして位置づけています。職員の意欲を引き出すため、正職員および再任用職員の評価結果は、非管理職員も含め給与に反映しています。

今後も適宜必要な見直しや改善を行いながら制度を成熟させ、人材育成につなげます。

Ⅲ 職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などにに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和4年度 の人件費率
令和5年度	394,221	1,679億3,048万円	23億5,242万円	202億6,030万円 (196億6,014万円)	12.1%	13.0%

- [注1] 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬をはじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。
- [注2] 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。
- [注3] 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。
- [注4] 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

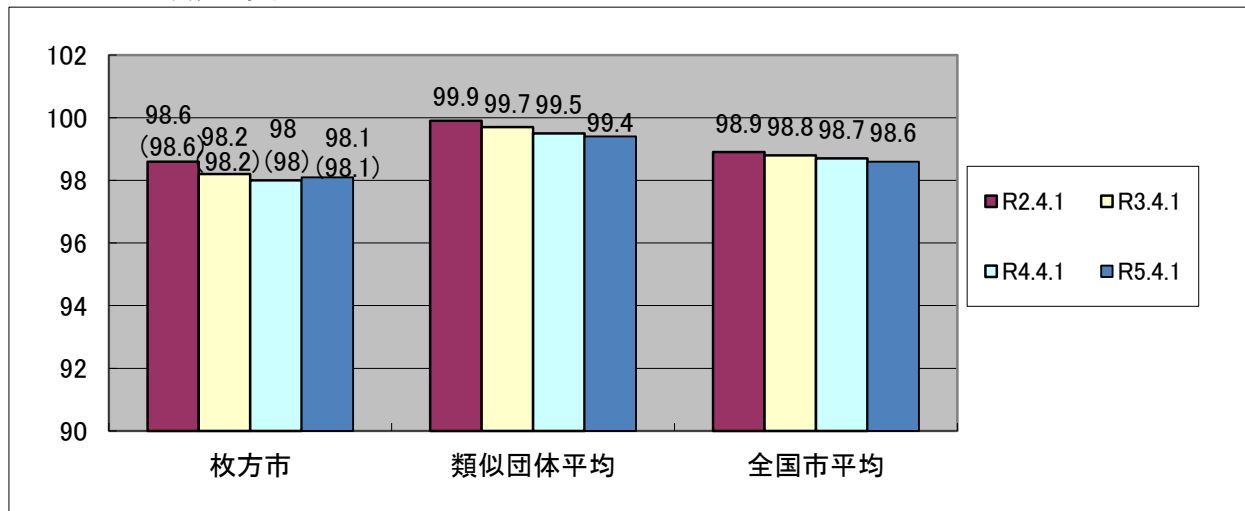
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	2,043人	73億18万円	21億2,787万円	31億7,619万円	126億424万円	617万円	
【 参 考 値 】							
		給 与 費				一人当たり給与 費C/A	類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 C		
		79億5,953万円	22億6,797万円	33億5,782万円	135億8,532万円	665万円	629万円

【参考】令和6年度一般会計予算

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与 費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	1,817人	69億2,002万円	17億9,707万円	30億8,324万円	118億33万円	649万円

- [注1] 令和5年度の職員数は、短時間勤務職員及び再任用職員を除いた人数です。
- [注2] 令和5年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員(会計年度任用職員を除く。以下同じ。)の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。
- [注3] 令和6年度の職員数は、一般会計予算に占める正職員の人数です。
- [注4] 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。
- [注5] 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



〔注1〕 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

〔注2〕 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

〔注3〕 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する経過措置を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。一部激変緩和のため減額措置を講じて、令和2年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の支給割合の見直し

[本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	43.8 歳	314,956 円	447,922 円	379,346 円
大阪府	41.1 歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.1 歳	318,629 円	414,556 円	363,483 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース 試算値(B)
枚方市	50.9 歳	247 人	317,900 円	397,804 円	361,980 円	6,355,561 円
うち 清掃職員	52.2 歳	104 人	323,645 円	412,820 円	369,881 円	6,588,627 円
うち 学校給食員	48.2 歳	44 人	306,091 円	390,925 円	349,672 円	6,157,966 円
うち 用務員	54.3 歳	28 人	331,946 円	390,891 円	370,405 円	6,309,037 円
大阪府	55.4 歳	397 人	294,219 円	366,071 円	339,963 円	5,880,852 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—
類似団体	50.8 歳	189 人	319,196 円	375,461 円	349,871 円	—

民 間 ※1				参考		民 間 ※2		参考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (C)	年収ベース 試算値(D)	A/C	B/D	平均年齢	平均給与月額 (E)	A/E
廃棄物処理業従業員	47.3 歳	310,800 円	4,321,100 円	1.33	1.52	—	—	—
調理士	42.5 歳	271,600 円	3,552,500 円	1.44	1.73	—	—	—
用務員	49.1 歳	241,700 円	3,253,900 円	1.62	1.94	—	—	—
自家用乗用自動車運転者	59.8 歳	295,200 円	4,050,600 円	—	—	56.9 歳	331,168 円	—

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
枚方市	38.3 歳	301,092 円	375,567 円
大阪府	39.2 歳	341,768 円	417,215 円
類似団体	39.3 歳	307,220 円	360,607 円

[注1] 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

[注2] 「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(令和2～令和4年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

[注3] 「民間 ※2」は、令和5年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている令和5年職種別民間給与実態調査(企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています(令和5年4月分)。

[注4] 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		枚方市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	208,000 円	190,300 円	総合職 189,700 円 一般職 185,200 円
	高 校 卒	181,800 円	157,500 円	154,600 円
技能労務職	中・高卒	179,600 円	163,033 円	—

〔注〕平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,956 円	351,484 円	374,075 円	397,919 円
	高 校 卒	235,233 円	267,600 円	— 円	370,611 円
技能労務職	高 校 卒	242,300 円	283,800 円	335,800 円	346,640 円

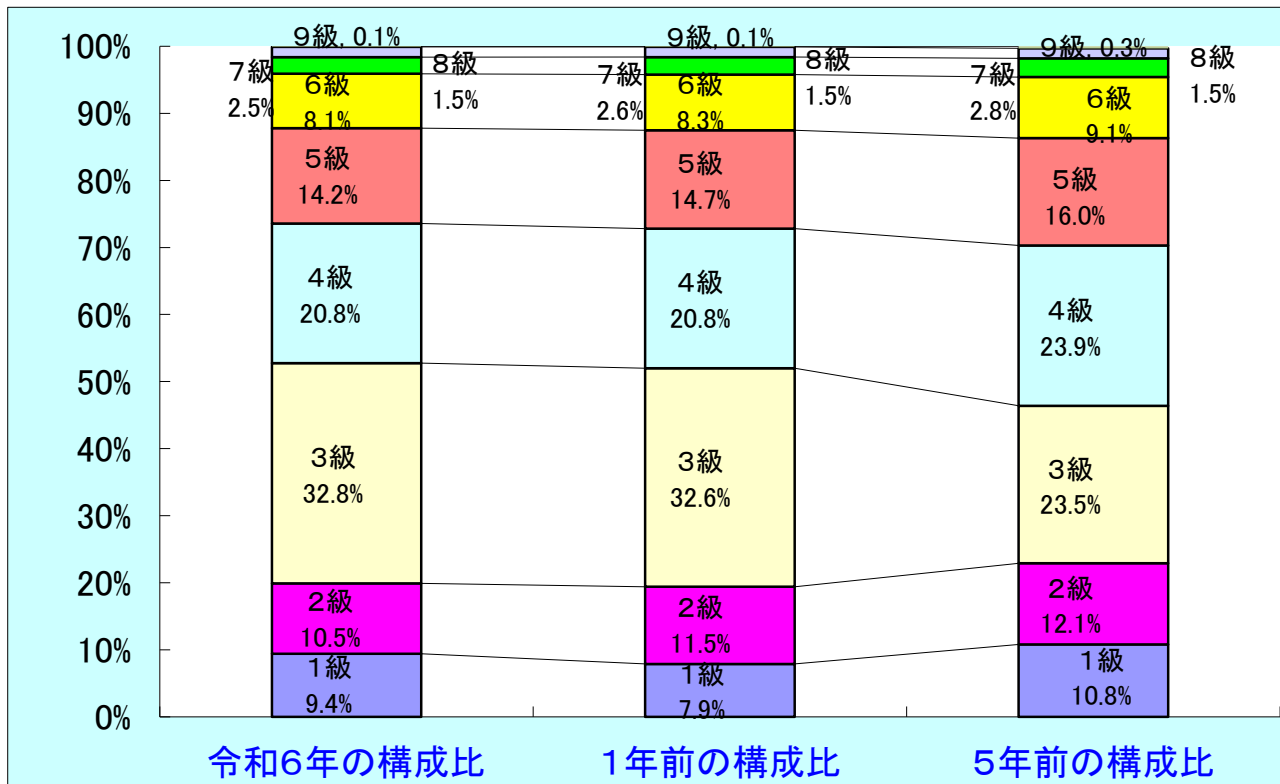
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

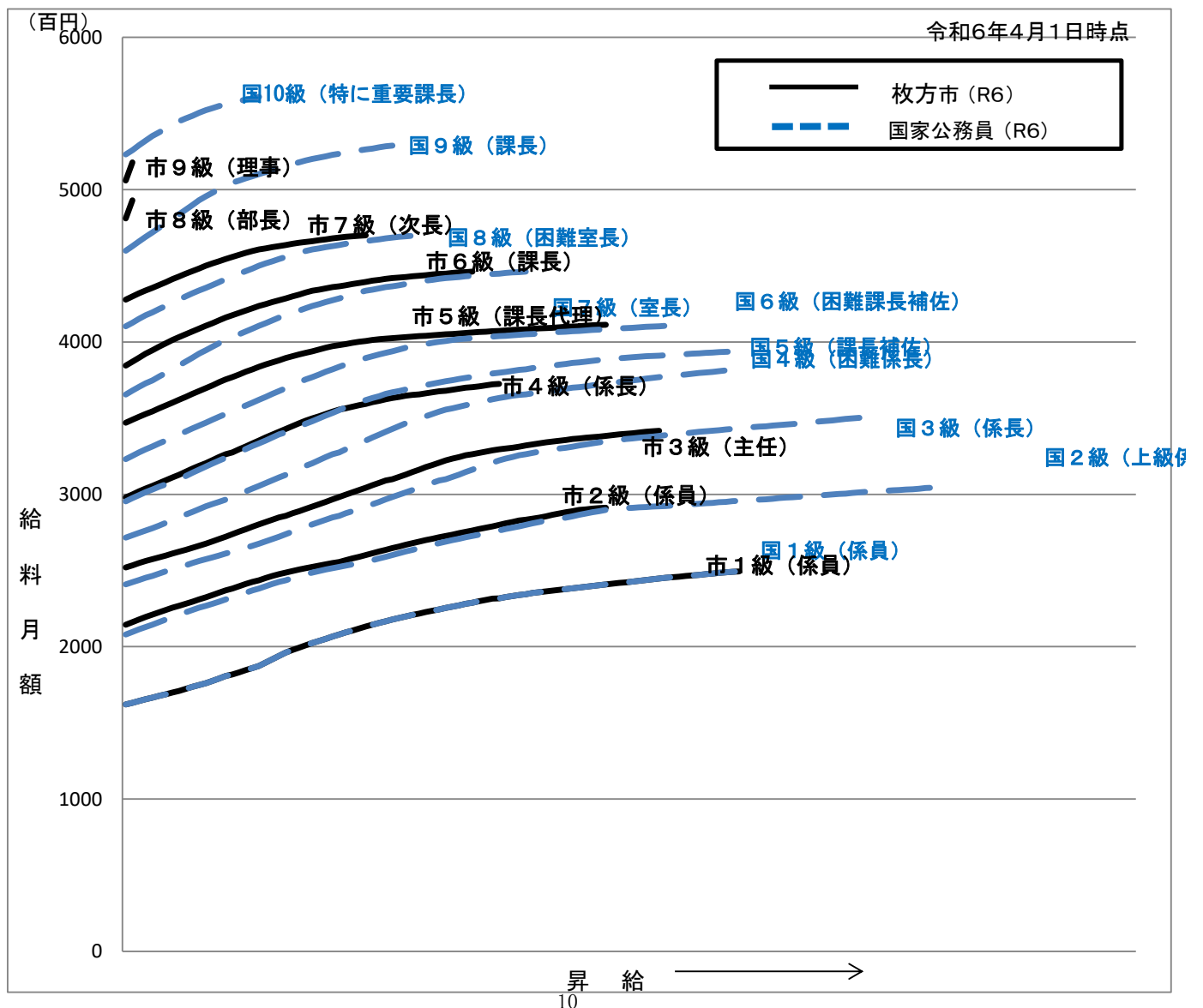
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	一般職員	106 人	9.4 %	162,100 円	249,400 円
2 級	一般職員	118 人	10.5 %	214,400 円	291,200 円
3 級	主任	368 人	32.8 %	252,000 円	341,700 円
4 級	係長	234 人	20.8 %	298,000 円	372,500 円
5 級	課長代理	160 人	14.2 %	347,000 円	411,300 円
6 級	課長	91 人	8.1 %	384,500 円	446,200 円
7 級	次長	28 人	2.5 %	427,800 円	470,000 円
8 級	部長	17 人	1.5 %	481,100 円	493,000 円
9 級	理事	1 人	0.1 %	506,000 円	517,900 円

〔注1〕枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

〔注2〕標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当・勤勉手当

枚方市				大阪府				国			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)				—			
1,432千円				1,650千円							
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6 月 期	1.200 月分	1.000 月分		6 月 期	1.225 月分	1.025 月分		6 月 期	1.200 月分	1.000 月分	
	(0.675) 月分	(0.475) 月分			(0.6875) 月分	(0.4875) 月分			(0.725) 月分	(0.475) 月分	
12 月 期	1.250 月分	1.050 月分		12 月 期	1.225 月分	1.025 月分		12 月 期	1.250 月分	1.050 月分	
	(0.700) 月分	(0.500) 月分			(0.6875) 月分	(0.4875) 月分			(0.700) 月分	(0.500) 月分	
	2.450 月分	2.050 月分			2.450 月分	2.050 月分			2.450 月分	2.050 月分	
計	(1.375) 月分	(0.975) 月分		計	(1.375) 月分	(0.975) 月分		計	(1.425) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 3～20%				役職加算 5～20%				役職加算 5～20%			
管理職加算 加算なし				管理職加算 10～25%				管理職加算 10～25%			

〔注1〕 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。

〔注2〕 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

枚方市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～20%				その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～45%			
調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算				調整額 平成8年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算			
令和5年度1人当たり平均支給額 3,408 千円 18,126 千円							

〔注1〕 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化しました。

〔注4〕 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		853,832 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		383,724 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	10 %	2,242 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレ指数			98.1
(ラスパイレ指数)			98.1

〔注〕地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数です。
(補正前のラスパイレ指数×((1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率))により算出。)
ラスパイレ指数については、令和5年4月1日現在のものです。

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		4,200 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		35,940 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		3.9 %		
手当の種類(手当数)		9 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成及び②公売処分事務	686 千円	1件あたり①160円 ②190円
感染症等対策業務手当	課長代理以下	感染症の患者若しくは疑いのある患者の救護業務	19 千円	日額290円
		感染症の病原体付着の危険性のある物件の処理業務など		
		狂犬病予防法に基づく予防注射または検診		日額450円
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		
	全職員	新型コロナウイルス感染症に対処する業務(防護服を着用して従事する場合に限る)		日額3,000円
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	—	1件当たり1,000円
社会福祉業務手当	課長代理以下	社会福祉法に基づく保護、措置等の対象者に対する訪問による調査指導業務	1,224 千円	日額300円
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の立会い及び訪問による相談・指導業務		
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	1 千円	日額300円
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時)に勤務した場合	—	1回当たり410～1,100円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	234 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業 深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		
教員特殊業務手当	幼稚園教諭(園長除く)、小学校及び中学校講師	非常災害時の緊急業務	1,489 千円	日額1,800～16,000円
		修学旅行等で宿泊を伴う業務		
		クラブ活動等における児童生徒の指導業務		
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	547 千円	月額2,000円
		例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など		

〔注〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	606,315 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	347 千円
支給実績(令和4年度決算)	623,020 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	340 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	178,898 千円	239,088 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃－27,000円)×1/2＋11,000円	同じ	—	138,209 千円	317,964 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	204,059 千円	105,402 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じて支給 月額46,300円 ～139,300円	302,270 千円	723,564 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 308,600円 16年以上17年未満 305,300円 17年以上18年未満 302,000円 18年以上19年未満 298,700円 19年以上20年未満 295,400円 20年以上21年未満 292,100円 21年以上22年未満 278,300円 22年以上23年未満 264,300円 23年以上24年未満 250,800円 24年以上25年未満 236,900円 25年以上26年未満 223,200円 26年以上27年未満 205,600円 27年以上28年未満 188,500円 28年以上29年未満 171,200円 29年以上30年未満 153,600円 30年以上31年未満 135,600円 31年以上32年未満 117,300円 32年以上33年未満 99,400円 33年以上34年未満 73,400円 34年以上35年未満 49,100円	同じ	—	6,038 千円	2,012,496 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から午前5時)に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—		
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200円支給	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営に必要な業務について、定められた週休日又は休日等に勤務をした場合、勤務時間数に応じて支給 【週休日・休日】 ①次長以上の職務に相当する職員 6時間超 18,000円 3時間超6時間以下 12,000円 3時間以下 6,000円 ②①以外の職員 6時間超 15,000円 3時間超6時間以下 10,000円 3時間以下 5,000円 【平日深夜0～5時】 ①次長以上の職務に相当する職員 3時間超 6,000円 3時間以下 3,000円 ②①以外の職員 3時間超 5,000円 3時間以下 2,500円	異なる	左記のとおり	9,781 千円	36,092 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給 料	市 長	1,023,000 円 (716,100) 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	890,000 円 (801,000) 円	1,206,000 円 / 707,000 円	974,000 円 / 696,000 円
	議 長	766,000 円	827,000 円 / 584,000 円	748,000 円 / 504,000 円
報 酬	副 議 長	727,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
	議 員	669,000 円		
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	3.30月分		
	議 長	3.40月分		
退 職 手 当	副 議 長	(令和5年度支給割合)		
	議 員	4.50月分		
退 職 手 当	市 長	算定方式	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×50/100	24,552,000	任期ごとに支給
	備 考	給料月額×在職月数×30/100	12,816,000	任期ごとに支給

〔注1〕 市長の()内の数字は、特別措置による給料月額30%減額(令和5年9月23日から実施)後の額です。

〔注2〕 副市長の()内の数字は、特別措置による給料月額10%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。

〔注3〕 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、前任期に引き続き現任期についても不支給となっています。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度 水道事業会計	50億8,925万円	14億9,849万円	5億6,009万円	11.0%	10.8%
令和5年度 下水道事業会計	106億5,253万円	15億454万円	5億9,731万円	5.6%	5.1%

〔注1〕資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計232,392千円、下水道事業会計277,243千円)を含んでいません。

〔注2〕職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計35,110千円、下水道事業会計10,352千円)、退職給付引当金繰入額(水道事業会計37,551千円、下水道事業会計26,031千円)及び退職給付費(下水道事業会計4,580千円)を含む。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	192人	7億3,943万円	1億9,332万円	2億8,868万円	12億2,143万円	637万円	602万円

〔注1〕給与費には、上下水道事業管理者、短時間勤務職員及び再任用職員に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
枚方市上下水道局	44.8 歳	371,332 円	536,889 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

〔注1〕基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚 方 市 上 下 水 道 局		企 業 会 計 を 除 く 全 会 計	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,510千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,432千円	
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.450 月分	2.050 月分	2.450 月分	2.050 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	(1.375) 月分	(0.975) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

枚方市上下水道局			企業会計を除く全会計		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～20%			その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～20%		
調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算		調整額	平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算	
令和5年度1人当たり平均支給額	1,210 千円	18,277 千円	令和5年度1人当たり平均支給額	3,408 千円	18,126 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		84,270 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		413,424 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	205 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			701 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			31,606 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)			15.6 %	
手当の種類(手当数)			2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	688 千円	月額2,000円
危険現場業務手当	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業	13 千円	日額220～650円
		高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所で行う作業		
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)		
		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		
		風水害等の発生時において、深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け出動し行う作業など		

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	32,648 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	201 千円
支給実績(令和4年度決算)	35,076 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	197 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	26,225 千円	226,240 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃－16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃－27,000円)×1/2＋11,000円	同じ	—	12,964 千円	312,998 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	18,462 千円	97,168 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	27,518 千円	719,425 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務したときに勤務時間数に応じて支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	111億4,517万円	▲ 2億4,396万円	53億6,641万円	48.2%	48.0%

〔注1〕 職員給与費には賞与等引当金繰入額 353,703千円、退職給付引当金繰入額 207,164千円を含んでいます。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	519	19億3,926万円	11億5,306万円	8億1,750万円	39億982万円	754万円	716万円

〔注1〕 給与費には、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。

〔注2〕 職員手当には退職手当を含んでいません。

〔注3〕 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
市立ひらかた病院	39 歳	352,189 円	617,957 円
うち 医 師	42.9 歳	468,015 円	1,178,524 円
うち 看 護 師	37.6 歳	308,079 円	493,775 円
うち 事 務 局 員	45.2 歳	388,901 円	591,421 円
団 体 平 均	—	—	—
うち 医 師	43.3 歳	562,455 円	1,399,976 円
うち 看 護 師	41.3 歳	298,127 円	489,372 円
うち 事 務 局 員	46.3 歳	322,023 円	503,394 円

〔注1〕基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

〔注2〕平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

〔注3〕団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市立ひらかた病院	企 業 会 計 を 除 く 全 会 計
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,480千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,432千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.450 月分 2.050 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 3～20%

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

市立ひらかた病院	企 業 会 計 を 除 く 全 会 計
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～20% 調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算 令和5年度1人当たり平均支給額 1,795 千円 907 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前勸奨退職者2～20% 調整額 平成18年4月1日以降の職務に応じ、最大60月分を加算 令和5年度1人当たり平均支給額 3,408 千円 18,126 千円

〔注1〕退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。

〔注2〕退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

〔注3〕調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年4月1日に制度化されました。

〔注4〕支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		205,631 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		396,206 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
全地域	10 %	519 人	10 %

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		499,729 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,355,830 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		69.8 %		
手当の種類(手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師・看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,418 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査又は病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	433 千円	日額:医師380円、 看護師290円、 技師90円
		新型コロナウイルス感染症の診療又は感染症の病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	1,583 千円	日額3,000円又は 4,000円
診療手当	医師	診療業務	399,098 千円	診療局各科の当該月の収入額等に応じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	96,565 千円	1回当たり2,000～9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	632 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等	—	日額220～650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	—	月額2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	131,810 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	250 千円
支給実績(令和4年度決算)	171,488 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	293 千円

〔注〕職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次長・参事は3,500円、部長以上は支給なし	同じ	—	36,937 千円	244,076 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃—16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃—27,000円)×1/2+11,000円	同じ	—	37,899 千円	325,307 円

通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し 支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円～31,600円	同じ	—	54,019 千円	128,464 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に 対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同じ	—	80,112 千円	696,117 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期 間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	57,282 千円	684,634 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応じ て支給 支給割合:135/100	同じ	—	(時間外勤務手当に含みます)	

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(令和6年4月1日現在)

勤務を要する日	毎週月～金曜日(休日を除く。)
始業時刻	午前9時00分
終業時刻	午後5時30分
休憩時間	午後0時00分から午後0時45分まで

〔注〕この表は本庁の一例です。職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別:令和5年度)

区 分	年次有給休暇(日)		特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延 職員数 (人)
	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	
市長部局	23,629.1	15.4	15,930.0	10.3	4,853.9	3.2	18,471
市立ひらかた病院	5,215.8	10.8	2,990.5	6.2	320.0	0.7	5,808
上下水道局	3,177.7	16.7	1,519.6	8.0	746.0	3.9	2,285
市議会事務局	301.5	15.9	126.4	6.7	—	—	228
教育委員会	3,081.0	13.9	1,788.1	8.1	750.0	3.4	2,650
監査委員事務局	76.1	10.9	148.9	21.3	—	—	84
選挙管理委員会事務局	93.1	11.6	52.5	6.6	—	—	96
農業委員会事務局	152.6	13.9	88.5	8.0	—	—	132
計/平均	35,726.9	14.4	22,644.5	9.1	6,669.9	2.7	29,754

〔注1〕休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

〔注2〕上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(令和6年4月1日現在)

種 類	付 与 期 間
ド ナ ー 休 暇	必要と認められる日又は時間
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	1年度に5日以内
結 婚 休 暇	7日
妊 娠 休 暇	1日に1時間以内
出 産 休 暇	産前産後それぞれ8週間
育 児 休 暇	1日に1時間以内
看 護 休 暇	1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親 族 死 亡 休 暇	続柄に応じ付与 (例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏 季 休 暇	5日以内
長 期 在 職 休 暇	在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、在職10年以上であり、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短 期 介 護 休 暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 休業の状況(機関別・令和5年度)

(単位:人)

区 分	育児休業	部分休業	修学部分休業	配偶者同行 休業	自己啓発等 休業
市 長 部 局	131	80	-	-	1
市 立 ひ ら か た 病 院	34	24	-	-	-
上 下 水 道 局	9	1	-	-	-
市 議 会 事 務 局	-	1	-	-	-
教 育 委 員 会	13	1	-	-	-
監 査 委 員 事 務 局	1	1	-	-	-
選挙管理委員会事務局	1	-	-	-	-
農 業 委 員 会 事 務 局	-	-	-	-	-
計	189	108	-	-	1

(5) 時間外勤務の状況(機関別・令和5年度)

(単位:時間・人)

区 分	時間外 勤務時間数	延職員数	1人あたり 月時間数
市 長 部 局	174,315	14,958	11.65
市 立 ひ ら か た 病 院	43,007	4,405	9.76
上 下 水 道 局	14,626	1,853	7.89
市 議 会 事 務 局	3,609	156	23.13
教 育 委 員 会	23,584	1,716	13.74
監 査 委 員 事 務 局	123	48	2.56
選挙管理委員会事務局	1,432	48	29.83
農 業 委 員 会 事 務 局	1,139	84	13.56
計	261,835	23,268	11.25

〔注〕時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

V 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(令和5年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	計
-	-	33	-	33

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(令和5年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

処分日	区分	人数	事案の概要
令和5年4月27日	減給	2人	公文書の不適正な取扱い
令和5年10月27日	減給	1人	官物の不適正な処理
令和5年11月21日	停職	1人	患者への不適切な言動
令和6年3月27日	減給	1人	補助金の誤入金及び公文書の不適正な取扱い

〔注〕対象は正職員(各任命権者分を含む。)

VI 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可の状況(令和5年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。令和5年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	4
自ら営利企業を営む場合	3
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	130
計	137

〔注〕各任命権者分を含みます。

VII 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(令和6年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
大津 和弥	市立ひらかた病院 診療局 耳鼻咽喉科 主任部長	令和6年 3月31日	令和6年 4月1日	医療法人碧水会 大津耳鼻 咽喉科・ボイスクリニック	理事長
谷口 昌志	市立ひらかた病院 診療局 小児科部長	令和6年3 月31日	令和6年 4月1日	谷口くずはファミリークリニッ ク	理事長
福岡 一博	健康福祉部 副参事(ひらかたポイント・ 重層的支援等促進担当)	令和6年3 月31日	令和6年 4月1日	枚方人権まちづくり協会	事務局長

VIII 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、令和3年3月に改定した枚方市の人材育成基本方針「一人ひとりの考量と行動で、ひらかたを最高のまちに ～すべての仕事はだれかのために Always Challenging～」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

研修の実施状況(令和5年度)

①職場外研修

(単位:日、人)

研修名		対象者	日数	受講者数
職場研修	職場研修主担者研修(ファシリテーション研修)	職場研修主担者	2	121
管理・監督・一般職員研修(階層別研修)	新入職員研修(4月)	令和5年4月入職の職員	5	61
	新入職員研修(6月)	令和5年6月入職の職員	1	1
	新入職員研修(7月)	令和5年4月、6月入職の職員	1	59
	新入職員フォローアップ研修	令和5年4月、6月入職の職員	1	60
	新入職員研修(3月)	令和5年4月、6月入職の職員	1	59
	地方公務員法研修	令和5年4月、6月入職の職員	1	63
	地方自治法研修	令和4年度入職(入職2年目)の職員	1	39
	憲法研修	令和3年度入職(入職3年目)の職員	1	51
	法務研修	課長代理2年目及び3年目の職員	1	29
	CS向上研修	令和4年度入職(入職2年目)の職員	1	47
	ナッジ理論研修	令和3年度入職(入職3年目)の職員、及び希望する職員	1	62
	組織経営研修	令和2年度入職(入職4年目)の職員	2	51
	問題発見・解決力向上研修	令和元年度入職(入職5年目)の職員	2	68
	キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目の職員(いずれかの早い時点で受講)	2	80
	新任主任研修(行政経営)	新任主任	2	98
	新任係長研修(マネジメント)	新任係長	1	25
	新任課長代理研修(コミュニケーション・労務管理)	新任課長代理	1	27
	新任課長研修(マネジメント)	新任課長	1	21
	メンター研修	新入職員のメンター	2	45
	評価者研修	新任課長代理(級)	1	38
	評価者研修	課長(級)職員、課長代理(級)(新任課長代理(級)は除く)	3	449
	管理職向け職員力向上研修	理事・部長(級)職員	1	31
	理事・部長研修	理事・部長(級)職員	1	24
	知識継承研修(ベテラン職員研修)	令和5年度に59歳となる職員及び令和5年度に55歳以上となる職員のうち希望する職員	1	58

研修名		対象者	日数	受講者数
能力開発・専門研修	人材マネジメント管理職部会派遣研修	(公募による)	-	4
	枚方市版人材マネジメント部会	(公募による)	6	3
	EBPM研修	主任もしくは係長級職員のうち希望する職員	3	38
	手話研修(1回目)	(公募による)	1	17
	手話研修(2～4回目)	希望する職員	3	8
派遣研修	コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	-	6
	派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	-	30
	長期派遣研修(国・大阪府)	-	-	11
	河北研修協議会主催研修	希望する職員	-	11
	マッセOSAKA派遣研修	希望する職員	-	87
	その他派遣	希望する職員	-	16
公務員基礎研修	人権研修(人権政策室と共催)	次長・課長	2	172
	人権研修(人権政策室と共催)	新任課長代理	1	25
	人権研修(人権政策室と共催)	新任係長、新任主任	2	113
	ハラスメント防止研修(コンプライアンス推進課と共催)	入職9年目、10年目の職員	2	178
	ハラスメント防止研修(コミュニケーション研修)(コンプライアンス推進課と共催)	課長・課長代理級の職員	3	328
	公務員倫理研修(コンプライアンス推進課と共催)	職場研修担当者	2	134
	メンタルヘルス(ラインケア)研修(職員課と共催)	課長及び施設の長	2	143
	メンタルヘルス(セルフケア)研修(職員課と共催)	希望する職員	1	23
	男女共同参画推進研修(人権政策室と共催)	男女共同参画推進本部委員及び同本部幹事	1	37
	男女共同参画推進研修(人権政策室と共催)(録画動画の配信)	男女共同参画推進担当者	-	102

②自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	7グループ
大学院修学奨励制度	1人
通信研修	-人
資格取得	28人
公開講座受講	13人

〔注〕各任命権者分を含みます。

③職場研修

件数
612件

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会（府内42市町村などで構成）と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員（指導主事等）、加入要件を満たす小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

(単位:千円)

区 分	令和5年度			令和6年度
	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A) : (B)	(A) : (B)
枚 方 市 職 員 共 済 会	45,144	24,379	1:0.54	1:0.56
大 阪 府 教 職 員 互 助 組 合	*6,790	607	1:0.14	1:0.1

*負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円（各一人あたり月額）を含んでいます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・令和5年度)

(単位:件)

区分	公務上	通勤途上
市 長 部 局	19	3
市 立 ひ ら か た 病 院	17	3
上 下 水 道 局	7	2
市 議 会 事 務 局	-	-
教 育 委 員 会	6	4
監 査 委 員 事 務 局	-	-
選挙管理委員会事務局	-	-
農 業 委 員 会 事 務 局	-	-
計	49	12

X 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和5年度)

新規 0件 継続 0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和5年度)

新規 0件 継続 2件

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査を請求することができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(令和5年度)

新規 0件 継続 0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。